

企業年金連合会規約の一部を変更する規約

企業年金連合会規約の一部を次のように変更する。

附則第17条の次に次の2条を加える。

(拠出金の特例)

第18条 連合会は、第80条第1項の規定にかかわらず、基金から平成25年度に係る拠出金を徴収しない。

(検討)

第19条 連合会は、平成26年4月1日以降の支払保証事業の取扱い（平成26年3月31日までに解散する基金であって、第81条に規定する支払保証事業の運営に関する細則に定めるところにより、平成26年4月1日以降に第78条の規定に該当するものとして老齢年金給付の額の付加を受けようとする基金の取扱いを含む。）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、認可の日から施行する。

企業年金連合会規約変更理由書

1. 変更理由

支払保証事業運営委員会「『支払保証事業のあり方に関する検討会（仮称）』の設置と平成25年度における支払保証事業の運営等について」答申（平成25年7月10日）において、連合会に「支払保証事業のあり方に関する検討会（仮称）」を早急に設置し、今後の支払保証事業の取扱いについて検討する必要があること及び平成25年度における支払保証事業の取扱いについて提言された。

本答申を受け、企業年金連合会規約について所要の変更を行うものである。

2. 変更内容

（1）拠出金の特例（附則第18条関係）

平成25年度に係る拠出金は徴収しないとするための規定を追加する。

（2）検討（附則第19条関係）

平成26年4月1日以降の支払保証事業の取扱い（平成26年3月末までに解散し、平成26年4月以降に老齢年金給付の額の付加を受けようとする基金の取扱いを含む。）について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるための規定を追加する。

3. 実施時期

この規約は、認可の日から施行する。

企業年金連合会規約新旧対照表

新	旧
<p>附 則 第1条～第17条 (略) <u>(拠出金の特例)</u> 第18条 <u>連合会は、第80条第1項の規定にかかわらず、基金から平成25年度に係る拠出金を徴収しない。</u> <u>(検討)</u> 第19条 <u>連合会は、平成26年4月1日以降の支払保証事業の取扱い(平成26年3月31日までに解散する基金であって、第81条に規定する支払保証事業の運営に関する細則に定めるところにより、平成26年4月1日以降に第78条の規定に該当するものとして老齢年金給付の額の付加を受けようとする基金の取扱いを含む。)について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</u></p> <p>附 則 <u>(施行期日)</u> 第1条 <u>この規約は、認可の日から施行する。</u></p>	<p>附 則 第1条～第17条 (略)</p>



参考資料

答 申 書

平成25年7月10日

企業年金連合会

理事長 村瀬 清司 殿

支払保証事業運営委員会

委員長 川井 史明

「支払保証事業のあり方に関する検討会（仮称）」の設置と
平成25年度における支払保証事業の運営等について

平成25年6月28日付をもって諮問のあった標記について、別紙のとおり答申する。

平成25年7月10日
支払保証事業運営委員会

1 「支払保証事業のあり方に関する検討会（仮称）」の設置について

（設置の趣旨）

- 平成25年6月19日に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が成立し、今後、多くの基金が解散・代行返上に向かうことが想定される。支払保証事業は、会員基金の拠出金により解散基金の受給者等に対して老齢年金給付の保証を行う共済事業であり、現行制度のまま継続することは困難な状況である。
- 連合会に「支払保証事業のあり方に関する検討会（仮称）」（以下「検討会」という。）を早急に設置し、今後の支払保証事業の取扱いについて検討する必要がある。

（検討事項）

検討事項は、①平成26年度以降の支払保証事業の取扱い、②改正法附則第40条第4項第1号ロに基づき、拠出金を原資とした新たに連合会が行うことができる事業として規定された確定給付企業年金又は確定拠出年金への移行支援事業（代行返上支援事業）の実施の是非を含む取扱いとする。

（構成員）

本委員会の審議では、構成員は、支払保証事業に加入している厚生年金基金の役職員のうちから連合会理事長が委嘱するものとする意見が多数あった。なお、検討会の検討状況によっては、支払保証事業を終了し、積立金を清算する選択肢も考えられることから、代行返上する前に厚生年金基金として拠出金を負担していた確定給付企業年金の役職員のうちからも委嘱することは考えられないかとの問題提起もあった。

2 平成25年度における支払保証事業の運営等について

(拠出金)

支払保証事業の拠出金は、支払保証事業に要する費用に充てるため、各基金から徴収しているものであるが、①平成26年度以降の支払保証事業の取扱いを検討会で検討するとしていること、②支払保証事業の積立金が約370億円（平成24年度末）となっており、少なくとも今年度の保証給付の実施及び事業の運営には支障がないことから、平成25年度に係る拠出金は徴収しないこととする。

(保証給付)

平成26年3月末までに本請求があった場合は、連合会理事長は、これまでどおり本委員会への諮問を行い、本委員会の意見を踏まえて保証給付を決定する。

(予備審査)

支払保証事業運営規程第4条第2項の規定に基づき、厚生労働省への解散の事前協議の申請後、当該事前協議の申請書類に基づいて本委員会が行っている調査・審議（いわゆる「予備審査」）は、基金が本請求を行うまでに相当の期間を要し、その間に支払保証事業の見直しが行われた場合、調査・審議の結果を担保することが困難であるため、検討会の結果に基づいて所要の措置が講じられるまでの間、実施しないこととする。

(平成26年度以降の取扱い)

平成26年度以降の支払保証事業（平成26年3月末までに解散し、平成26年4月以降に本請求を行うものを含む。）については、検討会の検討結果に基づいて見直しを行うものとする。

○ 委員会委員名簿

	笠井 勝利	北海道病院厚生年金基金	常務理事
	渡辺 孝	東北石油業厚生年金基金	常務理事
○	芥川 正史	全国電子情報技術産業厚生年金基金	専務理事
◎	川井 史明	東京都電機厚生年金基金	専務理事
	荻原 勉	建設関係法人厚生年金基金	事務局長
	木下 清	神奈川県情報サービス産業厚生年金基金	常務理事
	中尾 隆司	中部印刷工業厚生年金基金	常務理事
○	小川 敬三	大阪府電設工業厚生年金基金	常務理事
	森 和茂	大阪府病院厚生年金基金	常務理事
	大谷 隆司	香川県建設業厚生年金基金	常務理事
	藤岡 章平	宮崎県建設業厚生年金基金	常務理事
	中島 誠	企業年金連合会	審議役
	下島 敦	企業年金連合会	数理担当部長

○ 委員会開催状況

平成25年6月28日(金)

平成25年7月10日(水)